

第13回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成20年8月6日(水) 13:30~16:30

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 B会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員: 奈良間主査(中部電力), 遠藤(東北電力), 大江(四国電力), 岡(九州電力), 角谷(三菱重工業), 岸良(中国電力), 多田(原子力安全基盤機構), 田中(日本原子力技術協会), 名畠(北海道電力), 菱川(東京電力) (10名)

代理委員: 牛島(関西電力・吉永副主査代理), 谷川(日本原電・長橋代理), 加賀谷(日立GEニュークリア・エナジー・熊坂代理), 曽根(電源開発・田口代理) (4名)

常時参加者: 宇佐美(中部電力), 森田(東芝プラントシステム) (2名)

欠席者: 西田(北陸電力), 正木(東芝) (2名)

オブザーバ: 塩崎(三菱重工) (1名)

事務局: 田村

4. 配布資料

資料No.13-1 第12回 火災防護検討会議事録(案)

資料No.13-2 JEAG4607-1999 原子力発電所の火災防護指針改定素案(柏崎対応)

資料No.13-3 <JEAG4607-1999改定案>と<安全審査指針・別記2・大橋WG報告書・実用炉規則>

参考資料-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会 委員名簿(案)

参考資料-2 第14回安全設計分科会議事録(案)

参考資料-3 原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-1999改定の方向性(平成20年5月13日安全設計分科会資料)

参考資料-4 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17・12・15原院第5号)の一部改正新旧比較表(傍線部分は改正部分)

参考資料-5 火災防護審査指針改定に伴う JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」の改定案

5. 議事

(1) 出席者の報告及び委員変更について

事務局より,代理委員及びオブザーバの報告があり,承認された。また,参考資料-1に基づき,委員変更について紹介があり,新委員候補については第15回安全設計分科会(8/26)で正式に承認される旨補足があった。

(2) 前回議事録確認

事務局より,資料No.13-1に基づき,第12回 火災防護検討会 議事録(案)の説明があり,原案どおり承認された。

(3) JEAG4607-1999 原子力発電所の防護管理指針の改定素案について

奈良間主査より,資料No.13-2及びNo.13-3に基づき,JEAG4607改定案の説明ならびに改定内容と関係書類(安全審査指針,別記-2,大橋WG報告書)の該当箇所との比較説明があった。

また,多田委員より,参考資料-5の説明があった。本資料は,JNES内にタスクを設置し,火災防護審査指針改訂を受けて別記-2に反映すべき項目を洗い出すために検討したものであり,別記-2は4607適用の条件となるため,4607全体を検討した。検討に当たって重視した点は, 大橋WG, 審査指針を

どう反映するか、国が中操居住性や内部溢水で影響評価のガイドライン制定の動きがある中で、将来的に省令62号に応じた火災影響評価を要求する可能性があるため 評価方法を追記したことの2点。

これらに関する意見は以下のとおりであった。

- 4607改定では、審査指針や大橋WGの反映は当然必要であるが、火災影響評価、特にインパクトの大きい複数同時火災等について、JNES内で4607へ何を反映すべきか等議論があったのか。別記-2改正案では、「地震等の場合には複数同時火災の可能性を考慮し、火災防護設備と火災防護管理を組み合わせて必要な措置を講じる」とある。民間指針では設計面をJEAG4607、運用管理面を4103とすみ分けているが、影響評価を設計面でやるべきかどうか等JNESで検討した方向性を教えてほしい。

管理面と設計面で区分けして検討したため混在はないと思う。資料No.13-2と方向性はあっているが、細かい所でより検討が必要なところがある。

- 8/26の安全設計分科会では、ポイントのみを説明となる。別記-2、指針の要求事項や大橋WGで提案された対策をJEAG4607でどういった形で取り入れるのかを説明する予定。要求事項はマストのもの、検討が必要、配慮すべきもの等の区分けが難しいため、4607にどう取り入れるかの議論をしたい。前回の分科会では、現行の4607に不備があるものではなく、例えば大型消火器や移動式消火設備等、世の中の流れで取り入れるべきものを反映することで了解して頂いている。

- JNESの資料では、4章の評価、複数同時火災の影響評価にかなり力を入れている。

JNESとしては、将来的に規制要求となることを想定して、現在事業者がやっていることを規格とした方が良いと思い、提示したもの。

複数同時火災の影響評価は、海外でも引用がなく、専門家も評価が困難と言っているため、設計面に簡単に記載するわけにはいかない。複数同時火災については、消火活動をどちらから消すかなどを設計面から示して、運用側で決める方法もある。審査指針の中でも設計側への要求事項が明確に提示されていないため、今後議論していきたい。

- 99年制定以降の定期見直しでもあるため、最新の法令やIEEE等の海外規格を反映して改定していく。

- 資料P14の解説-3-2で「安全機能を有する構築物、系統及び機器」とあるが、この言葉は安全設計審査指針ではMS-1~3、PS-1~3を意味するため、タービンや建屋内の設備ほとんどが入ることになる。審査指針の解説を参考に記載の見直しが必要。

- JNESタスクの結論を取り入れないという結論でも良いのか。

民間指針であるためかまわない。

- 日本の場合、文章にすると、それが規制のループに入り、現場の負担になるということが、まだ解消されていない。立派なことを書いて、それが本当に火災防護に役立つかの目で見る必要がある。ただし、JNES案は非常に良いことが書かれているので、精神は取り入れたい。

文章にすると、基準は何だという話になる。しっかり考えて書く必要がある。

- 11月までの3か月間によく議論して、検討会として答を出していく。

- 8/26の安全設計分科会では、審査指針、大橋WG、別記-2を踏まえ指針改定に取り入れた点と、プラスで将来を考えた影響技術評価の記載を提示するかどうかを考えている。影響評価の記載については、各社持ち帰って検討してもらいたい。コメントを集約して、次回の検討会で議論したい。JNES委員には、今回提示した改定案で、JNES内タスクのコメントが反映されていない箇所を抽出してもらいたい。

6. その他

(1) 次回の検討会は、8/22(金)に開催することとした。

(2) 資料について 8/11(月)までに各社のコメントを集約し、次回検討会で第 15 回安全設計分科会(8/26)の中間報告資料を提示する。

以上